

長 建 協 発 第 2 8 4 号
平成 2 7 年 9 月 1 6 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

原子力施設等における緊急作業事業者等の
健康保持増進のための指針について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般公布された電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 3 4 号）で規定される特例緊急作業に従事し、又は従事した労働者等に対する長期的な健康管理及び線量管理に係る規定を整備する必要性から、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康保持増進のための指針の一部が改正され、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

つきましては、標記について全建を通じ厚生労働省労働基準局長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。